

## 山口県共同募金会 赤い羽根テーマ募金事業実施要綱

### 1 目的

赤い羽根テーマ募金事業（以下、「本事業」という。）は、共同募金運動70年答申で提言された「参加と協働による『新たなたすけあい』の創造～共同募金における運動性の再生～」の実現を図るため、山口県共同募金会（以下、「本会」という。）が認定する団体自らが、個人や企業などに地域課題や活動内容を伝え、共感による寄付を呼びかける「テーマ募金」を活用して資金調達し、その課題解決に取り組む活動を支援することを目的とする。

### 2 実施主体等

本事業は、赤い羽根共同募金運動の一環として、本会が実施する。

また、本会が認定し本事業による活動を実施する団体（以下、「認定団体」という。）は、赤い羽根を掲げて主体的・積極的に募金活動を行う。

なお、市町共同募金委員会（以下、「市町委員会」という。）は、本事業による取組が有意義と認められる団体を推薦することができる。この場合、市町委員会は当該団体の募金活動を支援する。

### 3 募金と助成の仕組み

#### (1) 募金

##### ア 募金の目標額

本事業における一団体当たりの募金目標額は、30万円以上とする。

##### イ 募金活動の期間

毎年1月1日から3月31日までとする。

ただし、自動販売機の設置など、期間を限らずにテーマ募金に取り組んでいる認定団体で本会が認める場合は、その限りではない。

##### ウ 募金の取扱い

本事業を通じて寄せられた寄付金は、「共同募金」として取り扱うものとし、認定団体はその全額を本会へ送金する。

#### (2) 助成

##### ア 助成額

認定団体への助成額は、当該認定団体に寄せられた寄付金の全額とする。

##### イ 助成の時期

本会が別に定める「赤い羽根テーマ募金活動団体募集要項（以下、「募集要項」という。）のとおりとする。

### 4 募金及び助成の対象

#### (1) 募金及び助成の対象となる活動

募金及び助成の対象となる活動は、次のとおりとする。

- ア 子どもの生活と子育てを支援するための活動
- イ 障害者の地域生活を支えるための活動
- ウ 高齢者の地域生活を支えるための活動
- エ 災害対策のための活動
- オ 更生保護を目的にした活動
- カ その他地域福祉を推進するための活動

なお、助成に当たっては、助成を要望する団体の活動計画等を検討し、具体的に用途を指定する。ただし、次の活動は助成の対象としない。

- ア 当該活動が、営利、政治又は宗教を目的として行われるもの。
- イ 助成金以外の収入が期待でき、これによって当該活動が実施できるもの。
- ウ 介護保険事業として行われるもの。

## (2) 助成対象となる経費

助成による活動を実施する上で必要な経費を対象とする。

また、活動に伴う管理経費も助成対象に含めることができることとするが、団体の維持・運営のための費用ではなく、助成の対象となった活動を実施する上で必要な範囲の経費とする。

ただし、本会が特に認める場合を除き、土地の取得費、造成費及び助成決定前に支出が行われている経費については対象としない。

## (3) 助成対象となる活動期間

原則として、募金活動を行った翌年度の一年間とする。

# 5 申 請

## (1) 申請する団体の要件

本事業による認定について申請しようとする団体（以下、「申請団体」という。）は、地域福祉の推進を図るための社会福祉活動及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体が設置、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされる者を除く。）で、次の要件の全てを満たす団体とする。

- ア 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること。
- イ 企業、政治団体又は宗教団体から独立して運営されていること。
- ウ その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- エ 助成対象の活動の実績及び財務の状況を自ら公開できること。
- オ 活動計画、予算、決算等が整備されていること。
- カ 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること。

## (2) 申請手続き

申請団体は、募集要項に基づき、申請書を提出しなければならない。

## (3) 申請受付期間

募集要項のとおりとする。

## 6 活動を実施する団体の認定

### (1) 認定方法

本会の配分委員会の承認を経て、本会会長が認定する。

### (2) 認定基準

ア 解決しようとする福祉課題が明確であること。

イ 福祉課題を解決するための方法及び達成目標が明確であること。

ウ 活動の計画に具体性があること。

エ 活動が県民及び地域住民の参画を得られるものであること。

オ 同一内容の活動に係る複数年度にまたがる継続的認定については、原則として3年を限度とするが、本会が必要と認める場合は、その限りではない。

### (3) 認定時期

募集要項のとおりとする。

## 7 事務手数料の交付

本会は、市町委員会が推薦した認定団体に寄せられた寄付金の1割に相当する額を当該市町委員会に事務手数料として交付する。

ただし、この場合の事務手数料は、当該認定団体の募金目標額の1割に相当する額を上限とする。

## 8 その他

本事業の実施に関して問題点や課題が生じた場合は、その都度、認定団体、本会及び市町委員会は、必要な協議を行う。

### 附 則

平成29年4月1日施行の「赤い羽根テーマ募金実施要綱」は廃止する。

この要綱は、令和3年3月 日から施行する。